

1973 (毎月1回行)

12月号

(村の面積)

332,60 km<sup>2</sup>

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和48年11月1日現在)

村の人口

総人口 2,200人

男 1,140人

女 1,060人

出生 0人

死亡 0人

転入 15人

転出 21人

世帯数 600世帯

村長選挙・村議会議員補欠選挙

投票日は12月23日

12月16日 告示 12月17日 午後5時 立候補締切り

投票は、白色の用紙で村長選挙を済ませてから  
赤の用紙で村議会議員補欠選挙を……

村長退職に伴う「和泉村長選挙」および「和泉村議会議員補欠選挙」は、十二月二十三日に執行することになりました。

選挙期日の告示は十二月十六日 立候補締切りは十二月十七日午後五時。投票は、朝日小学校ほか四か所で行われ、午後八時から朝日小学校で即日開票します。

主な選挙事務日程は次のとおりです。

**選挙事務日程**

十二月十日(月) 午後二時 立候補予定者説明会(役場三階和室会議室)

十三日(木) 選挙人名簿選挙時登録日 選挙人名簿選挙時登録基準日 (この日を基準日として登録します。)

十四日(金)~十五日(土) 選挙人名簿縦覧(二日間)

十四日(金) 午後二時 立候補届出書類事前審査 (役場三階選挙事務局)

十六日(日) **選挙期日の告示**

立候補届出、推せん届出受付 受付期間 十六日~十七日 受付時間 午前八時三十分~午後五時

選挙立会人届出受付(二十日までに)

選挙事務所設置届出受付開始 出納責任者選任届受付開始

不在者投票受付開始(二十二日 まで)

公営施設使用による個人演説会開催申出受付

十七日(月) 立候補届、推せん届出期限

十八日(火) 公営施設使用による個人演説会開始

十九日(水) 投票記載所の氏名等の掲示順序決定のくじ

時刻 午前九時 場所 和泉村役場

二十日(木) 選挙立会人届出最終日 投票所入場券の配付完了

二十一日(金) 選挙立会人のくじ

時刻 午前九時 場所 和泉村役場

二十二日(土) 不在者投票最終日

二十三日(日) **選挙期日(投票日)**

選挙会(開票事務を含む) 時刻 午後八時開始

場所 朝日小学校

投票所設置場所から三〇〇m以内の選挙事務所閉鎖

二十四日(月) 当選人への当選告知およびその旨告示、当選証書付与

投票所及び投票所開閉時刻

投票区名	投票所施設名	投票時間
第1投票区	朝日小学校	午前7時~午後6時迄
第2投票区	大納中学校	午前7時~午後5時迄
第3投票区	公民館下山分館	午前7時~午後4時迄
第4投票区	後野道場	午前7時~午後4時迄
第5投票区	朝日小学校旧前坂冬期分校	午前7時~午後4時迄

投票用紙の色別

白色 村長選挙

赤色 村議会議員補欠選挙



第40回臨時議会で決議

法務局和泉出張所の存続を要望

意見書を関係先へ提出

和泉村議会は十一月十日第四十回臨時会を開き、議員提案により福井地方法務局和泉出張所の存続を要望する意見書を、法務大臣、名古屋法務局長など関係先へ提出する事を万場一致で決めました。

これは、法務省の合理化方針に基づき、地方出先機関の整理統合

谷口豊成氏ら表彰を受ける

和泉村表彰

恒例の村民体育大会時に行なわれていた表彰式は、同大会が天候不順により中止になったため、去る十一月二十七日午前十時から役場議場において、表彰式が行なわれた。

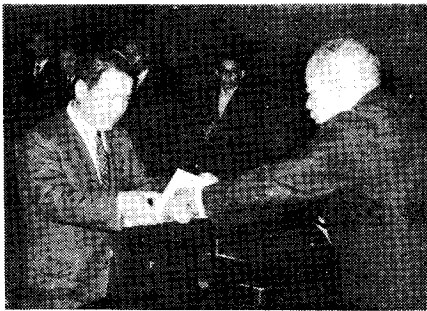
この表彰は、和泉村表彰規則に基づき、地方自治の振興および社会事業、産業、教育、文化等の各分野において功績顕著な方、また和泉村職員表彰要綱により、多年職員として勤続し、他の範とする者に対して行なわれたもので、その受賞者は次のとおりです。

一般表彰

- 谷口豊成 山本清孝 平野 治
奥守栄太 宮腰輝男 朝日秋子
松田忠直

役場職員

- 勤続二十五年表彰 末永彦治



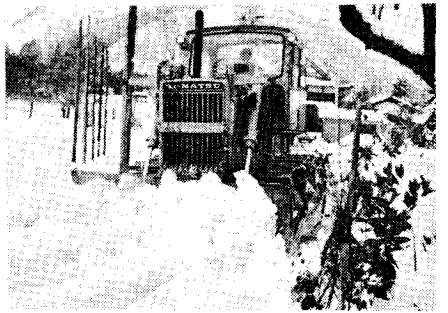
表彰を受ける宮腰氏

が進められ、本村唯一の国の出先機関である福井地方法務局和泉出張所を大野支局に統合することに了解してほしい旨の申し出があったため、これに反対して、従来どおり存続を要望することになったものです。

勤続十五年表彰 水谷 豊
水谷康子 登かす子

なお、毎年県主催で行なわれていた三才児保健コンテストにこの程川合の新井基衛氏の長男、太禎雄君が大野保健所管内の代表として選ばれ見ごと県知事表彰を受けられた。その伝達も同時に行なわれ村から記念品を贈り入選を祝った

十一月十七日に降った初雪の除雪



除雪計画決まる

常時交通確保を

本格的な降雪期を迎えるにあたり、この程、大野土木事務所和泉村において、除雪計画が次のとおり決定したのでお知らせ致します。その内容は、積雪量が十五センチ〜二十センチになるとただちに除雪作業に入り、主要幹線の道路交通を確保することになっており、その除雪主要道路の順位は、別表のとおりであります。

又、平常体制とは積雪量が十五センチ〜二十センチの場合、警戒体制とは、積雪量が六〇センチ〜一米の場合、緊急体制とは、積雪量が一米以上に達した状態をいう

除雪についてのお願

除雪作業を能率的かつ効果的に進めるため、沿線の皆さんには次

の事項を充分認識していただき、ご協力をお願い致します。
一、道路わき、待避所等における障害物を取り除くこと。又、消火栓、水道栓等には完全な標識を設けること。

二、道路に近い家屋では庭木等が破損しないよう囲いをする。

三、屋根の雪降しは除雪前に行ない、除雪作業中に軒下等の雪を勝手に出さないで責任者の指示に従うこと。

四、道路ぞいの用水路が除雪作業のため、一時洪水した場合はお互いに協力して防ぐこと。

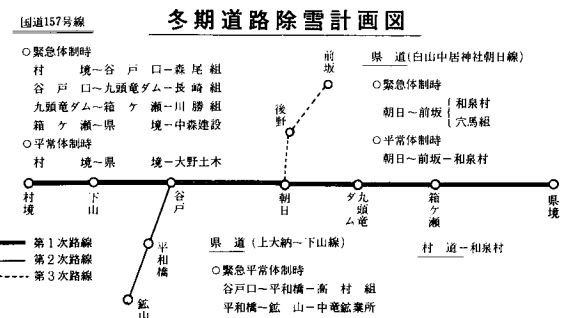
五、道路附近の空地へ一時雪を押し出す場合もありますからご協力下さい。なお、除雪作業中において、物件等の破損等もあると思われませんが、これらについての補償は致しませんので、ご承知下さい。

総合健康保険

事業について

総合健康事業を本年五月より五ヶ年計画で実施し、第一年度は大半の保健事業が終了しました。

村民の方々には、この趣旨に基づき、それぞれ診断を受けていただきましたことを喜び申し上げます。実施の結果診断を受けられた方々の中には思いもよらない病気が発見され早期治療で健康になられた方も多数あります。一家が



健康で明るい家庭を造っていただくことが目的でありますから健康診断を行う時ばかりでなく、いつでも体の病気については、各部落に保健事業推進委員を委嘱された方がいますので、いつでもご相談願います。次に今年五月と八月に実施いたしました健康診断の結果をお知らせいたします。

- 昭和四十八年五月 第一回胃部検診 二〇四人
昭和四十八年五月 第一回成人病検診 二八六六人
昭和四十八年八月 第二回胃部検診 六一一人
昭和四十八年八月 第二回成人病検診 一一七一人

第3回

いずみ駅伝開催さる

優勝 一般の部 電源チーム  
中学の部 大納中Aチーム



よーしまかしとけとバトタッチ

第三回いずみ駅伝競走大会(体育協会主催、和泉村教育委員会、福井新聞社後援)は、去る十一月十七日、一般五チーム、中学校二チームが参加して、あいにくの雨にみまわられての悪コンディションにもかかわらず盛大に開催された本大会は、下山谷山橋(中竜敏山事務所(折り返し点))と役場前までの全長二〇、一キロ米を六区間(一チーム六選手)によってその技を競い合うもので、午後十二時から役場前において開会式が行なわれ、村長杯、議長杯、教育委員長杯が大会長に贈呈され、力強い選手宣誓のあと、第一区間走者

がいっせいにスタートし沿道には見物人が選手を激励しようと集まり拍手や、がんばれ!!がんばれ!!と盛んな応援にぬきつ、ぬかれつ、の好レースが展開されました。その結果一般では、電源開発チームが中学校では、大納中Aチームが日頃の鍛錬の成果を発揮し優勝したのをはじめ、三位までトロフィーと賞状が手渡された。

一般の部

優勝 電源開発チーム (一時間一五分四七秒)

次勝 陸友会チーム (二時間一分四八秒)

三位 雪友会チーム (二時間一分五〇秒)

中学の部

優勝 大納中Aチーム (一時間一二分〇九秒)

次勝 大納中Bチーム (一時間二〇分二一秒)

区間賞【一般の部】

一区 鎌倉隆幸 二区 栗島敏三

三区 折戸保 五区 矢島和夫 六区 高松一郎 (以上電源開発チーム)

四区 東治義 (雪友会チーム)

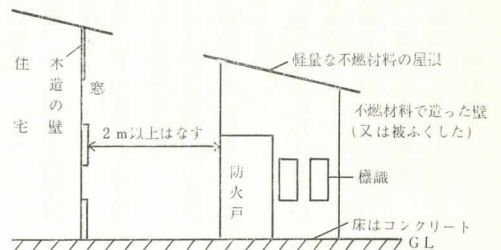
区間賞【中学の部】

一区 林義之 二区 長谷川和司

三区 池田和久 四区 小宮山利彦

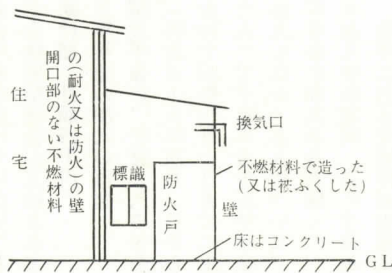
五区 谷口晴男 六区 松田文彦

小量危険物貯蔵所の構造設備図例



灯油の貯蔵取扱いについて

暖房用白灯油が必要な季節になりました。最近、諸物価の値上がり、とくに石油製品の品不足等が叫ばれ、灯油等の買込みが多く見受けられますが、一般家庭の灯油類貯蔵取扱いについては、消防法及び大野地区消防組合火災予防条例で次のように規制されています。灯油を建物内に貯蔵する量が、一〇〇ℓ以上一五〇〇ℓ迄の場合には火災予防条例により届け出て、



内装を不燃材料で囲った置場を設置しなければなりません。また五〇〇ℓ以上の場合には消防法の規制を受け、危険物取扱い資格の免状がなければ貯蔵あるいは取扱いができないことになっていきます。したがって、ドラム缶(二〇〇ℓ)で購入し、家の軒下や物置などに無届で貯蔵する事は違反となり、処罰を受ける事がありますので、十八ℓ缶を五本までにするかの置場を設けて貯蔵するなどの処置をして頂くようお願い致します。なお、置場を設ける場合は消防署へ届出ることになっています。

「消火器の設置場所」

※すぐにもわかる

よく見えるところへ

消火器の設置場所は誰にでもすぐ目につくところで、すぐ取れる場所、しかも火を使う場所の近くにおきましょう。

(1) 歩くところや倒れやすい場所におかない

(2) いつも火を使う場所の近くにおかない

(3) 日のあたる場所や湿気の多い場所をさける

(4) 万一使ったら、再び使える状態にして、もとの位置に早く戻しておく。

▲人のうごき▼

川合	松田	桜川	豊子
福井市	松田	田川	豊子
朝日	吉田	川田	豊二
朝日	松田	川田	豊二
小松市	高木	宮泰	子治
後野	三嶋	宮泰	子治

源泉還付申告書は一月中に

国税の納税証明は

二月中旬までに

大野税務署では、二月、三月は申告所得税確定申告時期で大変混雑するため、納税証明の請求は二月中旬までに、源泉還付申告書の提出は一月中にしてください、なるべくこの期間をさけて下さるよう望んでいます。



# 「すいでもどいでも人間尊重」

## 人権週間(十二月四日～十日) 始まる

今年もまたこの十二月四日から一週間「人権週間」が行なわれます。この人権週間は、今から二十五年前の昭和二十三年十二月十日に、国際連合総会で人間の理想である「世界人権宣言」が定められたのを記念して全国一斉に行なわれる国民の人権を大切にする運動の週間です。

ところで、日ごろ私達は、毎日公害や交通事故、その他いろいろの災害などでいつその生命や身体が損なわれるか分らない危険にさらされ、不安な日々を送っております。このように、私達が安心して生活ができない原因を考えてみますと、それには色々な理由がありますが、しかし、その根本の原因は世間一般が人間の生命や身体を大切にすることとを充分考慮しないところから起こることが多いのではないかと思っています。

そこで、この人権週間で、県下では法務局や人権擁護委員会が中心となり、とくに人間の身体や生命を尊重することを第一とするよう各地で講演会や座談会人権相談所などを開き、いろいろ人権を守る運動が行なわれます。

私達も進んでこの運動に参加しこの際お互いに私たち人間の生命や身体を尊ぶについてもっとよく

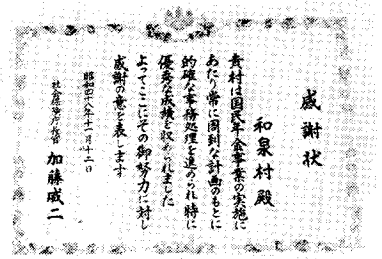
考え、みんながお互いの命を大切にしよう、こうして不幸や災害などをできるだけ少なくしたいものと思えます。そして、この世の中をもう少し安心して住みよく暮らしやすいものにするため、みんなが力を付けて明らな村づくりに努めましょう。

当村の人権擁護委員は次の方々です。お気軽に相談下さい。  
谷口市 松 上大納二〇一  
桜川栄太郎 朝日一七四ノ二  
新井千代子 川合一六一三

## 社会保険庁長官より表彰

去る十一月十二日開催の福井県国民年金推進大会の席で本村は国民年金事業が優良市町村として、社会保険庁長官より表彰状が贈られました。これは日頃国民年金委員の方々が年金事業の推進に対して積極的な努力と被保険者の協力によるもので深く感謝いたします。

また、同席で優良国民年金委員として県知事より三島一氏(後野)に感謝状が贈られました。同氏は地域住民に対し、制度の周知および指導、さらには附加年金の加入促進のため、戸別指導するなど同部落の附加年金加入率は百%と成果があらわれています。



贈られた表彰状

## 年金額の 大巾な引き上げ

### 国民年金法改正

▽老令年金(昭和四十九年一月から実施)  
●二十五年加入で附加年金を含めて夫婦で月額五万円

●十年年金  
●五年年金  
●老令年金(昭和四十八年十月から実施)

- 十年年金 月額八千八百円→二万円
- 五年年金 月額二千五百円→八千円
- 障害年金 月額八千四百円→二万円
- 母子年金遺児年金等 月額八千四百円→二万円
- 老令福祉年金(昭和四十八年十月から実施) 月額三千三百円→五千円
- 障害福祉年金 月額五千円→七千五百円
- 母子、準母子福祉年金 月額四千三百円→六千五百円
- ▽スライド制の導入

▽国民年金、厚生年金に、自動スライド制を導入し、全国消費物価指数が五%をこえて変動すれば、その率で年金額を改定する

▽「年金の谷間」対策(昭和四十九年一月から支給)  
年金の谷間にある六十七才から六十九才の人(明治三十九年四月一日以前に生れた人で、老令福祉年金を受けていない)者に老令特別給付金が支給されます  
給付額 月額四千元

▽五年年金の加入の再開  
国民年金の、任意加入の年令(明治三十九年四月一日から明治四十四年四月一日までに生れた人)で十年年金や五年年金に加入しなかった人について、五年年金に加入の途を開く  
●加入申出期間 本年十月から明年三月まで市町村役場で受け付けます。

●保険料 昭和四十五年六月からの五年間について月額九百円の保険料を納付する。  
●年金額 月額八千円

▽保険料の改定(昭和四十九年一月から実施)  
●定額月額五百五十円→九百円  
●附加年金月額三百五十円→四百円

●五年年金月額七百円→九百円  
●死亡一時金 保険料納付済期間 三年以上十年未満→一万円。三年以上十五年未満→一万七千円

▽国民年金保険料の追納  
保険料を滞納している人等が過去の未納期間の保険料を追納できるような特例措置を講じる。

追納額 一月について九百円  
期限 昭和五十年十二月まで  
▽個人住宅資金貸付の実施  
国民年金の加入者に対し住宅の建設、又は購入に必要な資金を五〇万円まで貸付ける。

▽その他、詳しい事は住民課へ金戸加入している

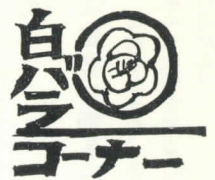
## 美浜町体育協会

### 村体育指導委員会

十月二十五日村体育指導委員(河口孝次委員長)一行五名は、上中町体育館と地区運動広場を見学し、さらに、美浜町教委を訪問、松井体育指導委員から指導の実態について研修してきました。

上中町体育館は、小高い丘にあつて町を一望できる極めて環境のよいところに総工費一億二千万円をかけて昨年完成したものです。バレーコート二面がとれ、二階には、八〇〇人収容できる観客席放送室、会議室もあります。

完成後一年足らずですが、連日スポーツ活動、会合、あるいは行事に使用され喜ばれております。また、各區ごとに作られている運動広場は、バレーボール、地区運動会、レクリエーションなど、活発に利用されておりました。



### 投票日が駄目なら

### 不在者投票を

### 貴い一票を大切に

不在者投票は、投票日に一定の事由によって投票所におもむき投票することのできない人の為に、選挙の期日の告示の日から、投票日の前日までの間に、投票をすることが出来る制度です。

#### 不在者投票の手続き

選挙期日の告示が行なわれますと、役場に不在者投票所が設置されますので、不在者投票を希望する選挙人は、その投票所に行き、投票当日投票することのできない旨の申し立てをした宣誓書を提示するだけの簡単な手続きで投票ができます。宣誓書の用紙は選管に用意してあります。

#### 不在者投票のできる期間

不在投票は、選挙期日の告示の日から投票日の前日まで、日曜祭日とをわす、毎日午前八時三十分から午後五時まで行なうことができます。例えば、十二月二十三日執行の村長選挙および村議会議員の補欠選挙における不在者投票のできる期間は、

十二月十六日から十二月二十二日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで

#### 不在者投票の方法は

- (1) 和泉村役場で投票する場合、不在者投票所には、選管の書記が待機しておりますから不在者投票を行なう旨お知らせ下さい
- (2) 和泉村以外の市町村に滞在されている選挙人から不在者投票をしたい旨の請求がありますと郵送により本人あて投票用紙と投票手続きの注意書など同封の上送付いたしますので、送付されましたら、すぐ所在地の役場内にある選管に、郵送書類を提示下さい。(同封の注意書をよくごらん下さい。せっかくの一票が無駄になることがあります)
- (3) 指定病院等に入院されている選挙人が、不在者投票を希望する場合には、入院中の病院にその旨申し出て下さい。院長が手続きをしてくれます。

不在者投票を希望される選挙人は、なるべく早めに手続きください。なおこのほかお知りになりたい方は、委員会におたずねください。

じぶんのちからで決める……



## 登録基準日は12月13日 名簿縦覧は14日・15日の二日間

今回の村長選挙および村議会議員補欠選挙における選挙人名簿、選挙時登録の基準日および登録の日などは、次のとおりです。

- 1、期日 十二月十三日
- 2、基準日 十二月十三日
- 3、名簿縦覧期間 十二月十四日から十五日まで
- 4、同場所 和泉村役場
- 5、登録の要件
  - イ、日本国民であること。
  - ロ、年令満二十才以上の者であること。
  - ハ、和泉村の区域内に住所を有する者であること。
  - ニ、和泉村の住民票が作成された日(転入届をした者についてはその届出の日)から引き続き三カ月以上和泉村の住民基本台帳に登録されている者であること

- この登録要件を今回の選挙にあてはめてみると、次のとおり。
- ◇住所要件
  - 十二月十三日の基準日から三カ月さかのぼった当日の翌日(九月十四日)以前から引き続き本村に居住し、住民基本台帳に登録され、または、転入の届出をした者が有資格となります。
- ◇年令要件
  - 十二月二十三日の選挙期日現在で満二十才以上に達する者で、次



#### 四つの誓い

- (1) 非民主的な方法による地区推せんはやめる。
- (2) 買収、供応を追放する。
- (3) 陣中見舞はおくらない。
- (4) 張り番はやめる。

#### 三ない運動

- (1) おくらない。
- (2) もらわない。
- (3) もとめない。

#### 選挙の三原則

- (1) 選挙は平等である。
- (2) 投票は自由である。
- (3) 選挙は公正である。

# 選挙運動

できること  
できないこと

私達の手で選挙違反を追放しましょう

## ◎事前運動

選挙がいつあるのか、告示されていないときから近く予想される選挙に備え、実質上、選挙運動を開始することはよく聞く例ですがこれは禁止されていることなのでお互い充分注意が必要です。



この一票だけは大にしがうまい

## ◎ポスター、看板等

ポスター、立札、看板は、その枚数や大きさ等に制限があり、また選挙運動用ポスターは検印がしなくてはなりません。違反しているポスターや看板等を見つけた場合は選挙管理委員会か警察にご連絡ください。

## 制限される選挙運動

### ◎公務員の地位利用による選挙運動

国や、地方公共団体の公務員、あるいは公社公団の役員は、その地位を利用して選挙運動をすることはできません。

### ◎挨拶行為

当選または落選したことに關して挨拶回りをしたり、当選祝賀会を開催したりすることはみとめられません。

### ◎その他

未成年者は選挙運動をすることはできないし、未成年者に選挙運動をさせることはできません。ただ、湯茶接待をしたり、文書を書き写すような単なる労務の提供はみとめられています。

### ◎自由に行なえる選挙運動

◎電話を利用して投票を依頼すること。  
◎「幕間演説」といって、映画館



戸別訪問は禁止されています

選挙運動は当選を目的として候補者の政見や人物を選挙人に知らせるための運動です。本来選挙運動は自由に行なわれるのが一番良いのですが、これを野放しにすると金や地位のある特定の候補者が有利となり真に私たちが代表する立派な人を挙ぶことができないおそれがあるので運動はすべて公平に行なえるよう選挙運動の方法や費用について一定の制限が設けられています。

の休憩時間等に演説すること。

◎「個々面接」といって電車の中や街頭でたまたま出合った人に投票を依頼すること。

◎また一定の制限はありますが

(1)街頭で演説すること。

(2)新聞広告を出すこと。

(3)自動車に乗ってよろしくお願ひしますといつて連呼してあるること。

(4)個人演説会を開くこと等が認められています。



### ◎選挙公営について

選挙公営といつて衆議院議員、参議院(地方区)議員、知事の選挙においては、選挙管理委員会が立会演説会を開いたり、選挙公報を発行したり、政見放送を行ったりして、金のかからない選挙ができるよう配慮されています。



おくらない  
もらわない  
もとめない

